

女性も男性も輝く TOKYO 会議設置要綱

平成29年7月6日

29生都平第68号

(設置目的)

第1 東京都男女平等参画基本条例（平成12年東京都条例第25号）第8条に基づく行動計画である東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）の推進に関して、都民及び事業者と都とが連携・協力し、あらゆる場における女性の活躍を進め、もって男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を実現することを目的として、女性も男性も輝く TOKYO 会議（以下「輝く TOKYO 会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 輝く TOKYO 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の取組及び進行管理に関すること。
- (2) 総合計画の推進に向けた第三者機関としての達成状況の把握、意見及び助言に関すること。
- (3) 女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信に関すること。
- (4) 女性活躍推進に向けた取組に関する検討及び提案に関すること。
- (5) その他、設置目的の達成のために必要と認められること。

(構成)

第3 輝く TOKYO 会議は、次の委員により構成する。

- (1) 別表に掲げる関係機関・団体から推薦のあった者
- (2) コーディネーター 3名以内

(委員の委嘱)

第4 第3の委員については、東京都生活文化局長が委嘱する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第6 コーディネーターは、学識経験者をもって充て、輝く TOKYO 会議の円滑な運営を専門的な立場から支援する。

(座長の職務及び代理)

第7 輝く TOKYO 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、輝く TOKYO 会議を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(招集等)

第8 輝く TOKYO 会議は、座長が招集する。

2 座長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(オンラインによる開催)

第9 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(会議等の公開)

第10 輝く TOKYO 会議は、公開とする。ただし、座長の決定により非公開とすることができる。

2 会議録等は、原則として公開するものとする。ただし、座長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(オブザーバー)

第11 輝く TOKYO 会議にオブザーバーを置くことができる。

(謝礼金の支払)

第12 コーディネーターに対し、謝礼金を支払うことができる。

(事務局)

第13 生活文化局都民生活部男女平等参画課に事務局を置く。

2 輝く TOKYO 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、輝く TOKYO 会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 東京都男女平等参画を進める会設置要綱（平成13年8月23日付13生文総参第91号）、東京都女性活躍推進会議設置要綱（平成26年4月30日付26生都平第9号）及び東京都女性活躍推進会議専門委員会設置要綱（平成26年4月30日付26生都平第10号）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

女性も男性も輝く TOKYO会議

| 関係機関・団体名 | |
|----------|-----------------------|
| 1 | 東京都商工会議所連合会 |
| 2 | 東京都商工会連合会 |
| 3 | 東京都中小企業団体中央会 |
| 4 | 一般社団法人東京経営者協会 |
| 5 | 一般社団法人東京工業団体連合会 |
| 6 | 東京中小企業家同友会 |
| 7 | 公益社団法人東京都医師会 |
| 8 | 公益社団法人東京都看護協会 |
| 9 | 東京都私立幼稚園連合会 |
| 10 | 東京都私立幼稚園PTA連合会 |
| 11 | 東京私立初等学校協会 |
| 12 | 東京私立初等学校父母の会連合会 |
| 13 | 一般社団法人日本私立大学連盟 |
| 14 | 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 |
| 15 | 東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 |
| 16 | 一般社団法人東京都PTA協議会 |
| 17 | 東京都公立中学校PTA協議会 |
| 18 | 東京都公立高等学校PTA連合会 |
| 19 | 東京都公立高等学校定通PTA連合会 |
| 20 | 東京都特別支援学校PTA連合会 |
| 21 | 公益社団法人東京青年会議所 |
| 22 | 東京都商店街振興組合連合会 |
| 23 | JA東京女性組織協議会 |
| 24 | 一般社団法人日本書籍出版協会 |
| 25 | 一般社団法人日本雑誌協会 |
| 26 | 日本労働組合総連合会東京都連合会 |
| 27 | 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 |
| 28 | 東京都生活協同組合連合会 |
| 29 | 公益社団法人被害者支援都民センター |
| 30 | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| 31 | 特定非営利活動法人NPOサポートセンター |
| 32 | 東京ボランティア・市民活動センター |